

平成 30 年度横浜市病床整備事前協議の Q & A

平成 30 年 10 月 22 日版

Q 1	「市内の既存の医療機関の増床を優先」とされていますが、既存病院の移転や新棟の建設は優先の対象となりますか？
A 1	その通りです。
Q 2	現在、市外で病院や診療所を運営していますが、横浜市内では運営していません。今回、新たに病院を開設する場合は応募の対象となりますか？
A 2	応募いただくことは可能です。
Q 3	開設予定地は、横浜市内であればかまわないでしょうか？
A 3	横浜市は二次保健医療圏が一つになったため、予定地が市内であれば応募することは可能です。なお、評価の際には、予定地とする地域における既存の病床整備の状況や地域医療連携などを考慮します。 また、市街化調整区域に新たに病院を建設することは原則できませんのでご注意ください。
Q 4	市街化調整区域を開設場所とすることは可能ですか？
A 4	新たな病院や診療所を開設することはできません。既に開設されている病院や診療所の増床や増築、移転については可能な場合もあるので、横浜市医療局へご相談ください。 (参照) 病床整備事前協議について 5. その他 (横浜市医療局ホームページ) http://www.city.yokohama.lg.jp/iryo/byosyo/

Q 5 質問があるので、電話や来庁などで直接担当者に相談することは出来ますか？	
A 5	<p>事前協議に関することについて、すでに受け付けた質問に対する回答をホームページ上で公表しています。</p> <p>回答URL：http://www.city.yokohama.lg.jp/iryo/byosyo/h30/20180919191833.html</p> <p>公表されていること以外の質問については、別途、質問票を送付してください。質問票の提出から1週間を目安に回答を公表していきます。質問票のダウンロードと質問票の提出先はホームページ（回答URLと同様）をご確認ください。</p> <p>なお、応募様式の記載内容や応募状況などについては、対応いたしかねますのでご了承ください。</p>
Q 6 事前協議書を提出する前に個別にアドバイスをもらうことは可能でしょうか？	
A 6	<p>記載方法やその内容に関する個別の相談については、対応いたしかねますのでご了承ください。</p> <p>なお、記載方法に関する一般的な質問事項については、指定の質問票をメールにより提出してください。</p>
Q 7 事前協議書を作成したので、すぐ提出しても良いでしょうか？	
A 7	<p>応募書類の受付期間内であればいつ提出いただいても構いません。なお、事業計画の内容を大幅に変更するような訂正や差し替えは受け付けられませんので、提出の際はご注意ください。</p>